

登園許可証

年 月 日

学校法人 四恩学園

四恩幼稚園 園長 築山 滋 殿

組 園児氏名

保護者氏名

印 又は サイン

病名 []

○発症日： 年 月 日

○通園可能日： 年 月 日

上記の疾患について病状が回復し完治しましたので登園可能になったことを証明します。

医療機関名：

医師名：

印

※保護者が記入する感染症の場合、医師名が分からなければ医療機関名のみ記入。

幼稚園は園児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行を

できるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが快適に生活できるよう右記の感染症に

ついて登園許可証の提出をお願い致します。また、園児の健康回復状態において集団

での生活が可能状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

※右記感染症名にある○印は出席停止となります。医師の治療診断がおりたら登園

できます。「登園許可証」を医療機関にて記入してもらい、幼稚園に提出してください。

※○印以外も療養期間終了明けの登園の際に、保護者記入の「登園許可証」が必要になります。

※園内で感染予防のためにのみ使用し、卒園後には園で処分します。

=====以下、幼稚園使用欄=====

| | | | |
|----|-----|----|----|
| 園長 | 副園長 | 担任 | 受付 |
| | | | |

感染症について

●感染症等における登園停止について

| 感染症名 | 登園停止期間の基準 | 書類 |
|---------------------|--|-------|
| ○麻疹（はしか） | 解熱後3日が経過し、医師が登園を許可するまで | 医師が記入 |
| ○風疹（三日はしか） | 発疹が消失するまで | |
| ○水疱瘡（みずぼうそう） | 全ての発疹がかさぶたになるまで | |
| ○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫張が発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで | |
| ○結核 | 医師が感染のおそれがないと認めるまで | |
| ○百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで | |
| ○咽頭結膜炎/プール熱 | 主要症状が消滅するまで | |
| ○流行性結膜炎（はやり目） | 医師が感染のおそれがないと認めるまで | |
| ○急性出血性結膜炎 | 医師が感染のおそれがないと認めるまで | |
| ○感染性胃腸炎（ノロ、ロタウイルス等） | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段通りの食事がとれるまで | |
| ○腸管出血性大腸菌感染症（O157） | 医師が感染のおそれがないと認めるまで | |
| ○髄膜炎菌性髄膜炎 | 医師が感染のおそれがないと認めるまで | |
| 溶連菌感染症 | 抗菌薬内服後24時間経過するまで | |
| マイコプラズマ肺炎 | 症状が改善し全身状態が良好になるまで | |
| 手足口病 | 解熱後1日以上経過し普段の食事ができるまで | |
| 伝染性紅班（りんご病） | 発疹のみで全身状態が良好になるまで | |
| ウイルス性胃腸炎 | 症状が治まり24時間経過。普通便になるまで | |
| ヘルパンギーナ | 全身状態が良好になるまで | |
| RSウイルス感染症 | 病状軽減後、全身状態が良好になるまで | |
| 突発性発疹 | 解熱し機嫌が良く全身状態が良好になるまで | |
| インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで（発症・解熱した次の日を1日目として数える） | |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで（発症した次の日を1日目として数える） | |